

「ホームページ」への有料広告の掲載について

1 募集の内容について

- (1) 対 象 本市公式ホームページのトップページ広告掲載欄
＜参考＞トップページのアクセス数
月間約 113,000 件(令和 4 年 4 月～令和 5 年2月の平均値)
- (2) 規 格 バナー広告 200×80 ピクセル
※アニメ GIF 等の変化のあるバナーは、変化の間隔を 3 秒とします。
- (3) 枠 数 最大 20 枠
- (4) 単 価 1 枠当たり月額 10,000 円
- (5) 掲載期間 掲載開始月から最大6か月間(例:令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)
- (6) 申込期限 掲載開始月の前月 5 日まで(土日・祝の場合は翌平日まで)
- (7) 募集条件
 - ① 広告(案)は、各自作成していただきます。なお、広告(案)については募集期間内であれば変更可能とします。
 - ② 広告(案)及びリンク先ホームページの内容は、米沢市広告掲載基準に適合していることが条件となります。
 - ③ 広告掲載料の納付期限は、掲載開始月の前月の最終金曜日(祝日の場合は直前の平日)とします。
 - ④ 掲載希望期間は月単位でお申し込みいただくものとし、最長では 6 か月間とします。
 - ⑤ 広告掲載料は、原則として掲載希望期間分を前納いただくものとし、ます。
 - ⑥ 機器等の障害により予定日に掲載できなくなった場合は別途お知らせいたします。
- (8) 留意事項
 - ① 募集枠数を超える申し込みがあった場合には、原則抽選により掲載広告を決定するものとします。
 - ② お申し込みにおいて掲載希望期間が 1 カ月の場合には、その後継続掲載をご希望の場合でも連続して掲載できない場合があります。
※有料広告の掲載については、申込から掲載まで(申込→受付→審査→掲載決定→通知→広告掲載料納付→掲載)3 週間から 1 カ月の期間を必要とするためです。
 - ③ 次の場合は、抽選により決定した掲載枠順を変更するものとし、ます。
 - ア 掲載期間内に枠の上位の広告が掲載を終了した場合
当該広告の下位の広告については、掲載が終了した広告の数分それぞれ上位の枠に繰り上がるものとします。
 - イ 広告掲載料の納付期限が守られない場合
この場合については、すでに納付された下位の方の広告を当該広告枠に繰り上げて掲載するものとし、当該広告については、広告枠の一番下の枠に掲載するものとし、ます。なお、掲載開始は広告掲載料の入金確認後とし、掲載終了は掲載決定通知書に記載した日までとなります。

2 申込みから掲載まで

- (1) 米沢市広告掲載申込書に広告(案)を添付して、秘書広報課広報広聴担当へ提出してください。
- (2) 市では、ご提出いただきました広告(案)及び米沢市広告掲載申込書に記載されたリンク先ホームページの内容を、米沢市広告掲載基準に基づき審査を行います。場合によっては、審査委員会に諮って決定することもあります。このため、広告(案)はできるだけ具体的なデザインで提出してください(掲載する文字は必ず記入してください。)
- (3) 審査を行った後、審査基準に適合した広告を対象として抽選を行います。抽選は秘書広報課において実施し、審査基準に適合した広告数により次の事項を決定するために行います。
 - ① 審査基準に適合した広告が募集枠数を上回る場合については、米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程第 8 条の規程を原則として掲載する広告とその掲載枠順を決定します(1 回の抽選で決定する。)
 - ② 審査基準に適合した広告が募集枠数を下回る場合については、掲載する枠順を決定します。
- (4) 掲載が決定した場合には、掲載決定通知書並びに広告料を納めていただく納付書(市外の方については、請求書)をお送りします。
- (5) お知らせする納付期限までに、お送りした納付書で市指定の金融機関から広告料をお支払いください(市外の方については、お送りした請求書に基づき取引先の金融機関から市指定の金融機関への振込みにてお支払いください。)。入金の確認に期間が必要ですので、できるだけ早めのお支払いをお願いします。
- (6) 納付期限日の 10 時までには納付を確認できない場合、掲載意思確認の連絡をします。

3 掲載できない広告について

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- (1) 広告の公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見の宣伝となるもの
- (4) 公の秩序に反するおそれのあるもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (7) 貸金業の規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (8) その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの

※詳細については、本市公式ホームページ内の米沢市広告掲載基準をご覧ください。

〒992-8501 山形県米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号
担当 米沢市役所秘書広報課広報広聴担当